

(宿泊型自立訓練事業)
葛飾通勤寮事業計画

平成 28 年度

社会福祉法人 原町成年寮

葛飾通勤寮 平成 28 年度事業計画

一 基本姿勢

1 はじめに

社会福祉法人原町成年寮は、全国に先駆けて昭和 37 年に葛飾立石の町で通勤センター原町成年寮を開設し、知的に障害を持つ方の一般就労と社会生活の促進に取り組んできた。旧東京都葛飾通勤寮は当法人の基本理念に基づき、平成 26 年度まで指定管理者として運営してきたが、昨年度から民間委譲され、原町成年寮が運営することになった。委譲の条件は移転・新築と地域の障害者支援に取り組むことだが、移転予定地での工事も平成 28 年 2 月から始まり、来年には立石を離れ新たな東堀切の地に新寮舎と就労継続 B 型事業所が開設される。今年度は、本来業務と移転準備・開設準備が同時進行で求められる、多忙な年となる。

2 葛飾通勤寮の基本理念

- 就労・自立生活に向けた支援
- 豊かな人生を送る事への支援
- 地域社会への貢献をめざす支援

上記、社会福祉法人原町成年寮の基本理念に基づき事業を実施する。

3 利用者心得

- はたらくことに誇りを持つ
- なかまに思いやりを持つ
- 自立をめざし努力しよう

4 通勤寮利用対象者の増加に向けて

通勤寮制度から宿泊型自立訓練事業に移行して 5 年目を迎える。旧法通勤寮制度の持つ就労と生活の一体的支援機能・訓練機能・24 時間体制機能は、成年期への成長過程にあり、経済的にも精神的にも不安定な若い知的障害を持つ方に対する支援に極めて有効である。東京都の方針としても、旧法通勤寮の支援の水準を維持することが求められ、一般就労しているか、一般就労可能な、また一般就労をめざす知的・発達障害の方を中心に受け入れていく。また、新たな取り組みとして、法人内就労移行支援事業所フォレストと連携し、企業就労に挑戦するフォレスト利用者を受け入れて、企業就労につなげていく。そして、特別支援学校高等部や保護者への広報の機会を増やし、在宅の利用希望者の増加に繋げていくためにも、パンフレットの内容を検討する。

宿泊型自立訓練の制度は標準利用期間が 2 年ないしは 3 年と決められ、特に 2 年から 3 年に継続する場合は、必要な意見書を実施機関に提出することとなった。また、利用に際しては計画相談によるサービス利用計画が必要なため、法人内相談支援事業所との密な連携が求められる。

5 今年度の重点目標

ア 通勤寮機能を関係機関（特別支援学校・児童施設・就労支援センター等）にアピールし、利用者増につなげる。そのためのパンフレットを改定する。また、就労移行支援事業フォレストと連携し企業就労への取り組みの強化を図る。

イ 新寮移転・就継B型事業の立ち上げを円滑に行うため、必要な内容を検討し、移行計画を作成し、着実な準備を行う。

ウ 通勤寮センターの制度化である通勤寮連携型グループホームの支援内容を検討し、通勤寮移転後の開設をめざす。

エ 職員個別育成計画により、定期的な面談を実施し人材育成をはかる。

6 通勤寮（宿泊型自立訓練事業）のコンセプト

一 障害があっても社会に貢献できる人材を育てるということを大きな目標とする。

具体的には4つの獲得目標（4つの自立）を掲げる。

① 生活（ADL）の自立

身のまわりのことを自分でやり、起床から就寝まで生活のリズムが確立する。

② 経済的自立

就労が安定し、金銭管理ができる。障害基礎年金が受給できている。

③ 社会的自立

他人と良好な関係がとれる。法令や社会規範を遵守した生活ができる。

④ 精神的自立

ストレスに対処できて、精神的に安定する。

二 4つの獲得目標を実現するためのプログラムの内容

① 生活（ADL）の自立

TPOに応じた衣類の点検補充、居室整理日の設定、整理の援助及び代行

② 経済的自立

職場との調整、各就労機関との連携、労働条件の交渉、再就職の支援、障害基礎年金の申請代行、日常的な金銭ノートの点検

③ 社会性的自立

集団プログラムの設定、自治会活動、セミナーへの参加

④ 精神的自立

余暇支援、日常の相談、オンブズマン等の利用、カウンセラーや精神科医の紹介

7 外部機関への機能提供（体験入寮・通勤寮GH利用啓発活動）地域貢献

卒後の生活実感の獲得の為に体験を希望する特別支援学校生徒、また在宅の方に対し、一定期間居住の場を提供し通勤寮の生活を体験していただく目的で体験入寮事業及び短期自立訓練事業を実施する。また通勤寮やGHの機能紹介のための保護者向けの啓発活動を実施する。体験者にはすすんで入寮していただくよう働きかける。今年度も特別支援学校側の担当窓口と連携しながら、スムーズな受入に努める。

二 利用者支援

1 支援原則

上記コンセプトを基本に据え、導入としては5月の連休を利用してオリエンテーションを実施する。また、利用者支援ガイドラインや支援マニュアルに沿って、支援方法の統一化や充実を図る。パンフレットを改定し支援内容を分かりやすく説明できるよう工夫する。

2 班担当

昨年同様利用者を4班に分け、班担当職員を配置する。班担当職員は主に行事や預り金管理を担当するが、緊急時を除き原則同性支援を実施する。

3 個別支援計画

新規入寮時、又3ヶ月に1回個別支援計画を策定する。利用者の同意（意思決定に沿った）を得ることを基本とする。アセスメント・個別記録については、電子化（福祉の森ソフト）を併せて実施していく。知的障害としては軽度だが、児童養護施設出身で被虐待経験のある方や発達障害・愛着障害の支援困難ケースが増えているので、支援会議での検討を重視しするほか、応用行動分析の手法研修も取り入れ、支援力の強化を図っていく。

4 個別プログラム

○ 金銭 火曜日

基礎、エイト、振り分けといった三つの管理方法をベースに、毎日のノートチェックを実施し金銭管理能力の向上をめざす。全体プログラムとして、個別費用チェック・給与振り分け・講座を実施する。一方で就労移行支援事業所利用者の生活実感獲得のための取り組みを図っていく。

○ 自治会 月次の木曜日

寮内の生活上の問題については、自治会で利用者に一度協議してもらう方法をとる。

テーマについては、その都度自治会役員と相談して決める。

○ 身 辺 原則毎週金曜日

個人の現状に合わせ、個別に対応することを原則とするが、特に身の支援が必要な利用者が増えており、金曜日を身辺の日とし、集中的に取り組むほか、必要に応じて生活リズム表にもとづく個別点検を行い、支援効果を高める。

ただし、大掃除のある前の金曜日は、教養講座の日とする。

○ 女子茶話会・男子ミーティング

性教育講座も取り入れて、男女別・能力別を実施する。

○ 裁縫・調理教室

希望者を募り、余暇活動として実施する。ボランティアの活用をはかる。

○ 夕食会

毎月最終土曜日に実施する。必要に応じ利用者の卒寮式を兼ねる。

- 大掃除・体重測定
毎月第4日曜日に実施する。

5 年間行事計画（案）

月	内 容
5	オリエンテーション
	障害者スポーツ大会
6	歯科検診
7	納涼祭
	健康診断
8	サマーキャンプ
10	班旅行
11	スピーチフォーラム
	手をつなぐ福祉マラソン
	インフルエンザ予防注射
12	健康診断
	大掃除
	納会
	通勤寮立石さよなら忘年会（GH 合同）
1	正月旅行（残留者のみ・GH 利用者合同）
	成人式
2	自治会行事

6 職場定着・開拓支援

法人内に就労移行支援事業所があり、失業時に速やかな対応が可能となっている。このメリットを生かし、失業した利用者が速やかに就職できるよう、職場開拓・定着支援を実施する。また、特別支援学校新卒者の職場定着支援は特に必要なので、特別支援学校他関係機関と連携しながら、日常的な職場訪問を実施して利用者の定着度を高める。

7 健康管理

年2回に全体の健康診断を実施する。利用者の就労先の検診と重なる場合には、そちらを優先して寮の検診から外す場合もある。11月にはインフルエンザの予防接種を実施する。疾患があり定期通院が必要な利用者については、嘱託医や医療機関との連携をはかりながら、病状の把握と治療に努めていく。必要な利用者に対しては健康管理教室を実施して、食生活の改善や適度な運動を行うよう働きかけていく。また脳波検査やカウンセリングなどの精神科受診を取り入れて、利用者支援に活かしていく。

8 預り金管理・金銭管理業務

現金保管が長期化しないよう、預かり金管理規定にそって、迅速な処理と月次総括表を作成し、適切な管理を図る。

利用者個別会計については、原則として各班担当が月次処理を行い、確実な処理を実施する。

9 地域移行支援

利用期限のある訓練施設として、地域移行支援は極めて重要な業務となる。昨年来利用者は単身生活移行希望が増えている。単身生活への移行が可能な利用者は限られており、移行先としてはグループホームのニーズが最も高い。地域移行支援員を中心として、必要な準備をすすめ、着実な地域移行を実現していく。他法人のグループホーム移行も含めて移行先の確保をはかっていく。

10 グループホーム5カ所の支援

(かつしかセンターユニット睡蓮・はなみずき・くすのき・かしの木・第六原町)

利用者の円滑な地域生活への移行のため、今年度も原則通勤寮卒寮者を対象としたかつしかセンターユニット5カ所の運営支援・利用者支援を行う。

11 通勤寮OB会（メモリーの会）運営支援

卒寮後のアフターケアとして有意義なOB会への参加を呼びかけるとともに、担当者を配置して具体的な行事への運営支援を行うほか、OB会員から通勤寮後の生活を話して頂く機会を設け、利用者が地域生活を実感できるよう支援していく。

三 給食

1 献立

栄養士が変わり、今までと違うメニューを期待する。毎月の献立会議を実施し、利用者の好みを取り入れたバランスの良い献立を作成する。

2 生活習慣病・肥満対策

ダイエット・カロリー制限の必要な利用者また糖尿病利用者には支援員と連携し特別食を提供する。

3 衛生面の配慮

利用者や職員の感染症対策として、手洗いや食器洗いに注視していくとともに2ヶ月に1回のペースで調理場全体の定期清掃に取り組む。

ノロウイルス等の感染性胃炎を絶対に出さないよう、細心の配慮をして調理業務に臨む。また、食品衛生実務講習会へ参加する。

4 嗜好調査及び残滓調査

最低1回は実施して、献立表の作成に反映させる。

5 検食

利用者の食事前の検食を支援員の業務として実施する。

6 食の大切さや楽しさを伝える食事の提供

食の大切さを伝え、健康第一に考えた食品食材を残さず食べてもらうよう日々努力していく。また、月 1 回食事会（希望献立）を実施する。

四 その他の計画

1 差別解消法施行と合理的配慮

4 月から施行される差別解消法により、合理的配慮が事業所の努力義務となる。厚労省から交付されている福祉事業者向けガイドラインを参考とし、事業所側に求められる合理的配慮はなにか、支援現場で具体的に何が求められるか検証していく。

2 利用者の権利擁護と虐待防止

利用者の権利擁護と虐待を防止するために、虐待防止委員会を組織し、セルフチェックリストを職員に配布して、注意喚起を促す外、虐待防止法の理解を深める。虐待はいつでも誰にでも起こりうるという前提で、特に、支援困難者のケース討議を充実させ、共通理解を深める。また、支援上で担当職員が孤立しないよう、チーム支援に配慮する。

3 防災・安全体制

消防計画により、原則月 1 回の避難訓練・必要な消火訓練及び通報訓練を実施する。東日本大震災を受けて、非常事態での安全管理の必要性が増しているため、節電等の省エネを実施し、利用者にも働きかける。備蓄品の確保に努め、必要に応じて通勤寮対策本部を設置できるよう準備をしておく。また、地域災害活動応援協定に基づき、必要な活動を実施していく。東京都災害対策条例に基づく防災計画（帰宅困難者対策）の内容充実をはかる。

4 保護者との連携

原則として毎月第 3 日曜日に保護者会を開催する他、特に家庭との連携が必要な利用者については、実施機関と連携しながら、調整に努める。

5 地域・関係機関・都内他通勤寮との連携

特別支援学校学校評議員要請については、積極的に応じる体制をとるほか、地域就労ネットワークに担当者を派遣する。都内 6 通勤寮支援員会議には、担当者を決め討議の連続性を図る。利用者支援上の必要性が増しているため、児童養護施設職員や特別支援学校教諭との連携を強めるための取組を行う。新たな試みとして通勤寮新聞（仮称）を発行する。

6 苦情処理対応

苦情解決第三者委員による面談を月 1 回実施するほか、意見箱を設置する。苦情の内容によっては、指導会議で討議し、解決策を本人及び関係者に提示する。

7 個人情報保護および適正管理・情報提供について

個人情報保護規定及び情報公開・開示規定に基づき、個人情報について適切に取り扱う。新規利用者については、個人情報提供同意書を提出して頂く。また、特定個人情報(マイナンバー)については、預り金等管理規程を準用し取扱を徹底する。

8 リスクマネジメントに関する取り組み

法人リスクマネジメント実施規定により、寮長を委員長として、リスクマネジメント委員会を組織し、毎指導会で、ヒヤリハット事例の報告や事故報告を行い、対策案を協議して、より安心・安全な通勤寮支援活動を実施する。また、危機管理対応について、指導会で定期的に議題としてとりあげ、危機管理体制の強化をはかる。

9 建物維持管理

開設以来 40 年目を迎え、耐用年数の限界を迎えつつある。細かな維持管理が必要になっているので、担当者を決め定期的な補修を実施し、安全かつ清潔な生活環境の保持に努める。

10 新寮建設移転と就労継続 B 型事業所の開設準備

いよいよ建設工事が開始された。通勤寮移転・B 型事業所の開設、現物件の明け渡し等、多様な準備を同時に行う必要がある。準備室を中心として、移転・開設計画により必要な予算措置を講じ、円滑な移行を実現する。

11 連携型グループホームの支援内容の検討

民間委譲の条件として、東京都通過型グループホーム制度による連携型グループホームの設置が必須となった。現在法人で展開している通勤寮センターの制度化として位置づけ、通勤寮支援と通過型グループホームを通しての支援内容の検討を行う。

五 職員関係

1 勤務

週 40 時間・4 週 8 休を基本とし、毎月 1 日を起算とする変形労働時間勤務を実施する。支援(処遇)困難者の増加、入・退寮に必要な業務・健康管理・グループホーム支援・アフターケア業務など負担は増加しているが、労基法に定める週 1 回の宿直回数の維持は原則実施していくよう引き続き努力していく。また各人がキャリアアップのための資格取得や研修の機会を得られるよう、勤務上配慮していく。

2 健康管理

年 2 回の定期健康診断を実施し職員の健康維持につとめるほか、2 次健診の必要性のある職員には健診を義務つける。また、法人の衛生委員会に職員を派遣し、メンタルヘルスケアの取組の向上をはかるほか、ストレスチェックを実施する。

3 支援力と向上心を高めるための取組

サービスガイドライン及び支援マニュアルに基づき、支援業務の標準化に努める。今

年度も、3年目のフォローアップ研修、主任等自己啓発研修を実施し、階層別の研修に取り組む。個別育成計画を作成し定期的な面談を実施する。

4 職員研修計画

次世代を担う人材育成を目的として、資格取得等の研修については、積極的に働きかけていくことを前提として、外部研修や内部研修に取り組む。

① 内部研修

フォローアップ研修（勤続3年目）

主任等研修（北海道伊達研修）

個別育成計画面談

② 外部研修

製パン販売就労派遣研修

東社協階層別研修（中堅研修）

福祉協会全国施設長研修

全国宿泊型自立訓練事業等職員研修

関東地区宿泊型自立訓練事業等職員研修

福祉協会関東ブロック大会

福祉協会地域支援セミナー

福祉協会全国日中活動・生産活動部会セミナー

職業リハビリテーション学会研修

都内6通勤寮支援員会議（担当）

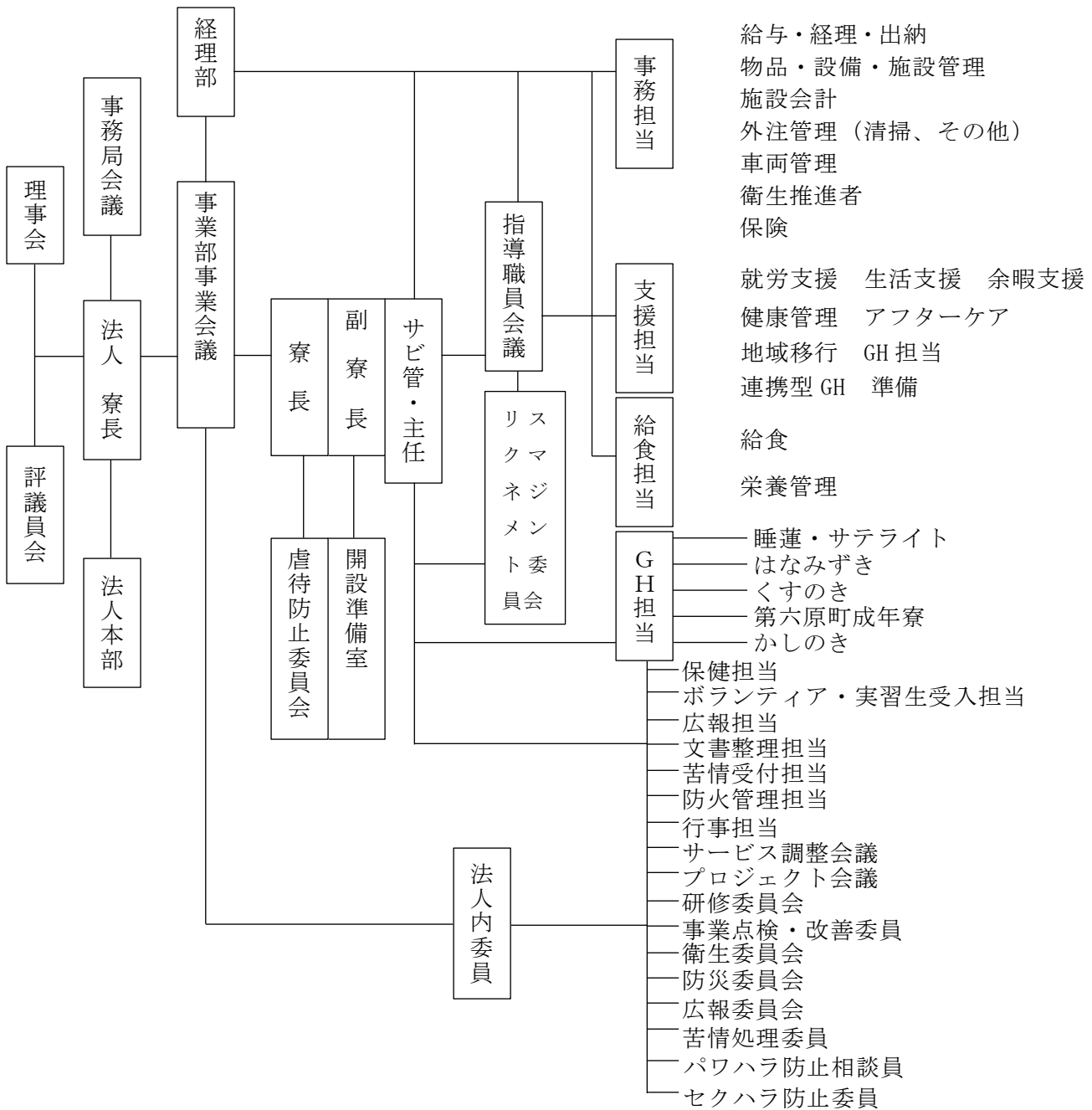
グループホーム研修（福祉協会・GH学会）

個別支援計画研修

東社協利用者支援研修会（随時）

支援力向上につなげる課題別研修

葛飾通働寮組織図



- | | |
|------------------|------------------------------------|
| 事務局会議（不定期月2回程度） | ：寮長・次長・副寮長・衛生委員会委員長・事務長・経理部長・奥戸館長・ |
| 事業会議（施設長会議）（月2回） | ：法人事業管理責任者等 |
| 指導・職員会議（月3回） | ：常勤職員全員 |
| 日例ミーティング（毎日） | ： <u>当日勤務常勤職員</u> |
| 献立会議（月1回） | ：施設長・調理職員・栄養士 |
| サービス調整会議（月1回） | ：主任・相談支援事業所長等 |

平成 28 年度 通勤寮センター 事業計画
共同生活援助事業

1, 事業方針

(法人の基本理念に基づく)

落ち着いた生活の場を保障し、利用者が生活の幅を広げ、健康で豊かな人生を送れるように支援する。

2, 事業目標

① 利用者が安全に安心して生活し、職場（日中活動の場）でも活躍出来るように支援する。

- ・人関係調整（グループホーム・職場（日中活動の場）他）
- ・環境整備（グループホーム建物管理・清掃）
- ・健康管理
- ・諸機関との連携（職場・通所先・就労センター他）

② 利用者の余暇支援の充実に努める。

- ・秋旅行・正月旅行他（通勤寮と合同行事）
- ・寮行事・食事会
- ・メモリーの会
- ・ドロップ利用
- ・調理教室開催 睡蓮食堂・きのこ食堂・セレブ調理教室

③ 通勤寮、都外施設等からの円滑な地域移行を支援する。

3, 他

① 新人教育

- ・法人理念のもと専門性を高め、チーム支援体制の徹底を図る。
- ・具体的な指示書、業務日報を作成し、きちんと業務遂行できるように育成する。

② 支援者会議

- ・月 3 回実施 共通認識を持って支援にあたる。
- ・通勤寮との合同会議
- ・第 1、2 かつしかセンター会議出席

③ 調理員懇親会

- ・年 2 回実施 交流を図り、親睦を深めてもらう。

新就労継続 B 型事業所ポイント

- ・円滑な事業所運営開始の為の準備
- ・コンサルティング提携店との連携による、喫茶及び製パン事業の技術習得
- ・利用者支援に関する、施設側のコンセプトの明確化

新就労継続 B 型事業所 事業計画

重点目標

- ・葛飾通勤寮移転・改築に伴い、併設する就労継続 B 型事業所開設に向けての綿密な計画と準備を行う。

利用者の意思や個性、特性を尊重し、常に利用者の立場に立って、社会適正を育成し自立した生活を念頭においた支援を目指す事業所作りを計画する。

- ・日中作業の具体的内容

地域住民に認知される、喫茶スペースを設けた、製パン作業を中心とした店舗事業所開設に努める。

一般店舗に引けを取らない、一切の妥協のない本格的なパンと、ハイブレンドな珈琲を提供する事を信念に、一般店舗に業務提携コンサルティングを依頼。職人の哲学と技術の習得に向け、職員研修に費やす年度とする。

- ・一般就労支援

それ相応の順序が必要であると認識し、法人内事業所と、一連の支援が関連し、影響し合いながら展開される段階的であり、循環的な就労支援の、基礎的スキルに關与する位置づけの事業所運営を目指す。その為の計画を構築する協議を行っていく。